

●第二次計画施策案の修正について(第3回策定委員会)

P1

イ)福祉に関する「学びの場」の提供【推進主体：こども課】

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1)地域福祉活動の推進 ①地域福祉活動への参加促進

【施策原案】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。



【今回修正(下線部)】

- 地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。
- 南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

※「はえばる大学と連携した取り組みも検討していくため、担当部署に生涯学習文化課を追加。文言にもその旨追加

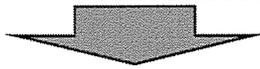
I) 福祉教育研究会の開催【推進主体：社協】

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(4) 福祉意識の高揚 ①児童生徒への福祉教育の推進

【施策原案】

(原案には項目なし)



【今回追加(下線部)】

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。

※研究会は「福祉教育推進基本方針」作成のために立ち上げたが、福祉教育の効果的展開を協議するために今後も開催することとした。

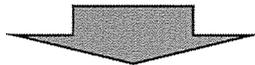
イ)「ホームスタート事業」を担うボランティアの養成【推進主体：こども課】

基本目標 1 共に支え合えるまちづくり

(5) ボランティア活動の推進 ③ ボランティア活動の活性化

【施策原案】

○未就学児童のいる家庭での育児不安や孤独感解消を図る「ホームスタート事業」の実施にあたり、ボランティアの養成を行います。



【今回】

(項目削除)。

※本事業の実施について、現在は検討段階であるため、実施検討の項目でその旨示すにとどめる。(2-(4)④カ)に関連

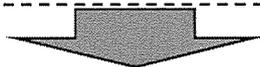
イ)10代のボランティア研修会【推進主体：社協】

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(5) ボランティア活動の推進 ④ボランティアの養成、人材確保

【施策原案】

(文章未掲載)。



【今回追加(下線部)】

中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

※説明文の追加

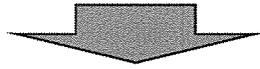
㊦ 多機関の共同による包括的な相談体制【推進主体：こども課、保健福祉課】

基本目標 2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実 ② 包括的な相談支援体制の構築

【施策原案】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備に努めます。このため、多機関協働の「中核の役割を担う機能」の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について協議を行います。



【今回】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。

※現在、すでに複合的で複雑な課題に対して、分野を超えた支援を行う体制(ネットワーク)があるため、文末を「協議」から「推進」に変更。

※項目名を「相談支援」とした。(3)-③-㊦「分野を超えて包括的にサービスをつなぐ体制づくり」を削除し、相談とその後の支援を包括的に行うという一つの項目に統一したため。

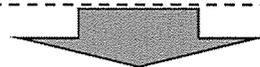
㊦ 移動相談の実施【推進主体：社協】

基本目標 2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実 ② 地域課題とアウトリーチによる相談支援の充実

【施策原案】

○宇・自治会の公民館で行う移動相談を実施します。



【今回】

(項目削除)

※現在実施しておらず、今後、新たな展開について検討するため、現段階では削除とした。

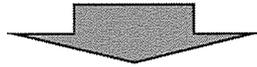
②インフォーマルサービスへの支援【推進主体：こども課、保健福祉課】

基本目標2 共に支え合えるまちづくり

(3)保健福祉サービスの向上

【施策原案】

○住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。



【今回修正】

○介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

※保健福祉課が担当している介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加のサービス創出によるインフォーマルサービス提供等を位置づけ。推進主体も保健福祉課のみに変更。

- り) 「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)」による包括的な支援体制の構築【推進主体：こども課】

基本目標2 共に支え合えるまちづくり

(3) 保健福祉サービスの向上 ③包括的なサービス提供の体制構築

【施策原案】

(項目名) 「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)」による包括的な支援体制の構築

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制を構築するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)」の整備を推進します。



【今回修正(下線部)】

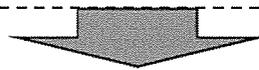
(項目名) 「子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築」

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制(「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター等)」の構築を図ります。
- 子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、保育士、幼稚園教諭、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。
- 地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

※文言修正と保幼小連携についての文言追加。(第1回策定委員会で意見をいただいた件について挿入)。

- エ) インフォーマルサービスとの連携【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。



(項目削除) 「相談支援の充実」の②)「多機関・・・」に統合して表現したため。

P21

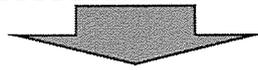
④インフォーマルサービスへの支援【推進主体：社協】

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(3)保健福祉サービスの向上

【施策原案】

(項目なし)



【今回】

- 住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO棟民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえ、必要に応じて支援を行います。
- 地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

※社協の取り組みにインフォーマルサービスへの支援を追加

ア) 「子ども元気 ROOM」の充実【推進主体：こども課】

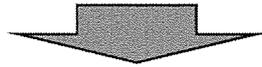
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(4)生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進 ④子どもの孤立(貧困)対策の推進

【施策原案】

○貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。

○元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。



【今回追加(下線部)】

○貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。

○元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。

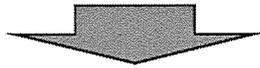
○保育士や助産師と連携しながら、「家庭訪問型子育て支援事業」を展開し、専門的な助言・指導による産前産後からの切れ目ない支援を図ります。

※「家庭訪問型子育て支援事業」も取り入れた事業展開を視野に入れているため文言追加

イ) 児童館を活用した居場所づくり【推進主体：こども課】

【施策原案】

- 町内の4つの児童館を活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、夜間の子どもの孤立対策を図ります。
- 県の家庭教育支援アドバイザーとの連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策も推進します。



【今回修正(下線部)】

- 町内の4つの児童館を活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、夜間の子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

※「家庭教育支援アドバイザー」を「既存の人的ネットワーク(人材)」に修正

り) 助産師の活用を含めたホームスタート事業の実施【推進主体：こども課】

【施策原案】

(項目名) 「助産師の活用を含めたホームスタート事業の実施」

- 孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消するため、訪問型支援である「ホームスタート事業」を実施し、育児不安に対する「傾聴」や、保護者とボランティアと一緒に育児を行う「協働」の機会を確保します。
- ホームスタート事業に助産師を活用した事業展開により、専門的な助言・指導による産前産後の切れ目ない支援を提供するよう図ります。



【今回修正(下線部)】

(項目名) 「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討

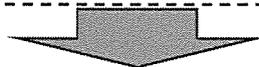
- 孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消するため、「訪問型子育て支援事業」の実施を検討し、育児不安に対する「傾聴」や、保護者とボランティアと一緒に育児を行う「協働」といった支援展開を目指します。

※事業名を「ホームスタート事業」→「家庭訪問型子育て支援事業」に変更

③子ども等貧困対策支援事業の推進【推進主体：社協】

【施策原案】

(文章未掲載)。



【今回追加(下線部)】

子どものへの支援をとおしてその世帯が抱える問題の解決を図るため、引き続き子ども等貧困対策支援事業を実施し、課題を抱える世帯を地域で見守り、支援する体制の充実強化を図ります。

※説明文の追加

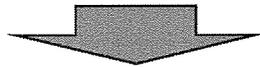
③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進【推進主体：保健福祉課、総務課】

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(5) 権利擁護の充実

【施策原案】

- 障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。
- 庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。



【今回修正(下線部)】

- 障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。
- 庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。

※総務課の役割ではないため担当部署から削除

※「インクルーシブ教育」の啓発・広報は、社協が学校と連携して行うことから、この項目内からは文言削除。

り「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化

【推進主体：こども総務課】

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(5)権利擁護の充実 ④虐待防止対策の推進

【施策原案】

○子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図ることで、子どもの権利を擁護します。



【今回修正(下線部)】

○子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

※文言修正。内容の変更はなし。

②日常生活自立支援事業の実施【推進主体：社協】

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(5)権利擁護の充実

【施策原案】

(空欄)



【今回修正(下線部)】

○認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

※文言の追加

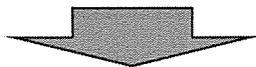
④地域共生社会についての啓発・広報の推進【推進主体：社協】

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(5)権利擁護の充実

【施策原案】

(なし)



【今回修正(下線部)】

○障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

※項目を追加 インクルーシブ教育は、学校と社協が連携して啓発広報を進めることから、この項目に盛り込んでいる。